

せいねんこうけんせいど

「成年後見制度」の あらまし

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方々の財産と暮らしを守る制度です。



余市町

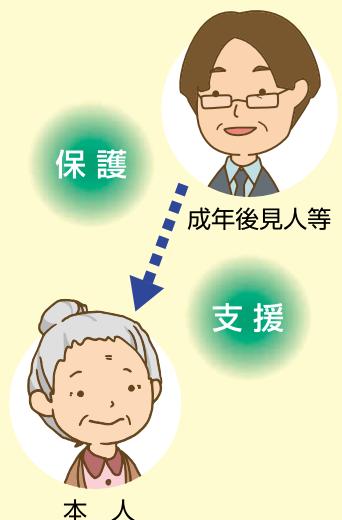
成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、自分で不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議を行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような**判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度**です。

成年後見制度は、**法定後見制度**と**任意後見制度**に大きく分かれます。

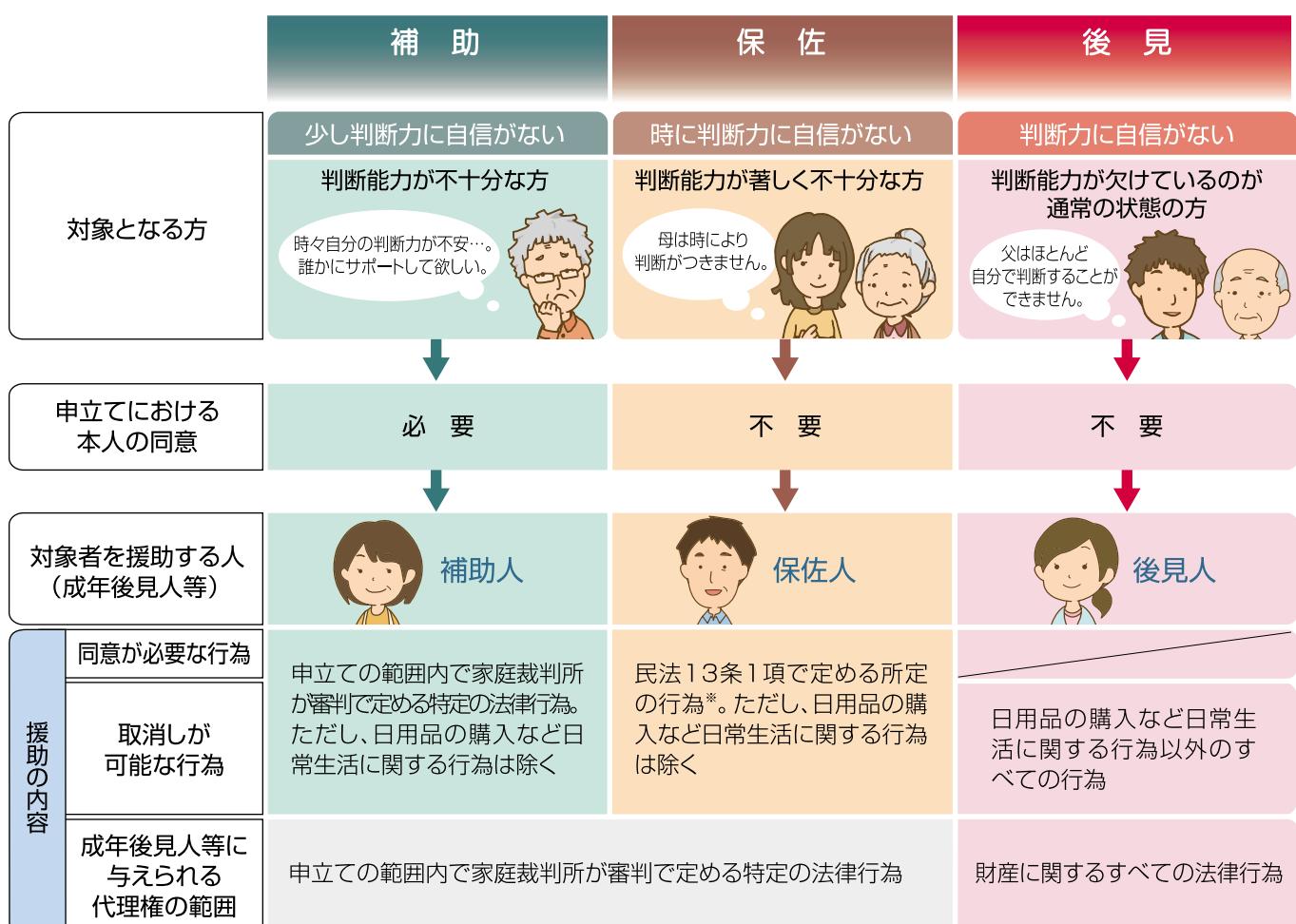
判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選ぶことができます。



1 法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力により**補助**、**保佐**、**後見**の3つに分かれており、本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(補助人・保佐人・成年後見人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、保護・支援をします。



*借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築など。

家庭裁判所の審判により、それ以外の行為についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

法定後見の開始までの流れ

成年後見制度 申立てから開始までの期間は、およそ4ヶ月以内となっています。
ただし、場合によつては6ヶ月程かかる場合があります。

申立て

日常の買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある方について、後見開始の審判を家庭裁判所に申立てることができます。



本人の
陳述聴取など



成年後見人等の
候補者の
適格性の調査など



選 任

審理・審判 後見人等 の選任

本人の利益のために必要かどうか家庭裁判所が調査を行います。本人の意向、生活状況や資産状況、成年後見人等候補者の適格性などを調査します。その結果、ふさわしい援助者(補助人・保佐人・成年後見人)を選任し、援助の内容を認定します。

Q 成年後見人等にはどのような人が選ばれるのですか?

A. 成年後見人等は、本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者、福祉関係の公益法人その他の法人などが選ばれる場合もあります。しかし、最近は後見人等の担い手不足が大きな課題となり、専門職だけでは限界に達している状況のため、「市民後見人」の育成が求められています。(9月26日より町内において「市民後見人養成講座」が開催されます。詳しくは裏面をご覧ください)また、成年後見人等は複数選ぶことも可能です。成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。

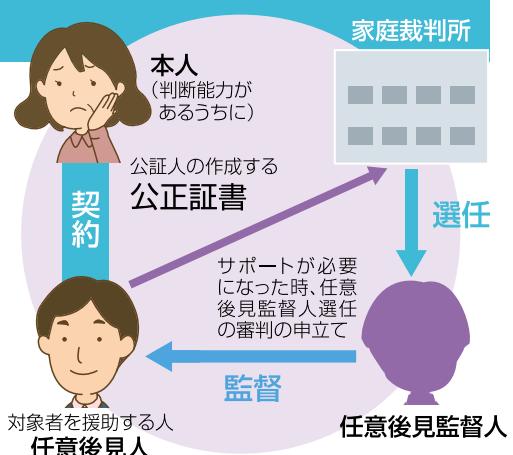
法定後見が開始され、成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。なお、食事の世話や実際の介護など、日常生活に関する行為は含みません。

審判の確定
(法定後見の開始)

2 任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくという制度です。

本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。



Q 任意後見契約公正証書の作成にはどのくらいの費用が必要ですか?

A. 公正証書作成の基本手数料11,000円に登記嘱託手数料1,400円、登記所に納付する印紙代4,000円、その他、本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代などがかかります。

成年後見制度についてわからないことや、市民後見人養成講座のお申込みについては、下記までお問い合わせください。

余市町民生部高齢者福祉課 **TEL.21-2119**

余市町民生部町民福祉課 **TEL.21-2120**

余市町社会福祉協議会 **TEL.22-3156**

余市町地域包括支援センター **TEL.48-6015**

余市町在宅介護支援センター **TEL.22-3115**

申立ての手続きや費用について

札幌家庭裁判所 小樽支部 **TEL.0134-22-9157**

任意後見契約について

小樽公証役場

TEL.0134-22-4530
